

徳島県告示第百六十号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおり特定農業用ため池として指定したので、同条第三項の規定により公示する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定年月日

令和六年一月二十六日

二 特定農業用ため池の名称及び所在地

名称	所在地
野神ため池	勝浦郡勝浦町大字沼江字野神二五